

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める提出書類

「医療保護入院届」「医療保護入院期間更新届」
「措置入院者定期病状報告書」等

作成の手引き

令和4年改正精神保健福祉法対応版

(令和6年4月1日施行・一部令和5年4月1日施行)

令和6年3月

岡山市精神医療審査会事務局

< 目 次 >

1 主な書類の提出期限……	2
2 各書類届出時の注意事項……	3
3 各書類の記載上の注意事項……	6
(1) 医療保護入院届……	6
(2) 医療保護入院者の入院期間更新届……	14
(3) 医療保護入院者の退院届……	24
(4) 応急入院届……	26
(5) 措置入院者定期病状報告書……	28
(6) 措置入院時の審査について……	32

※ 岡山市精神医療審査会の審査対象について(岡山市の政令市移行後)

- ・ 医療保護入院届、医療保護入院期間更新届は、岡山市内に所在する精神科病院から提出された書類
- ・ 措置入院者定期病状報告書は、病院の所在地にかかわらず、平成21年4月以降に岡山市が措置したもの及び3月末までに措置入院となった者のうち岡山市に住所を有するものが対象となります。

1 主な書類の提出期限

区 分		提 出 期 限	様 式
医 療 保 護 入 院	入院届	入院後 10 日以内 (入院日の翌日から起算)	様式第 19 号 A3 黄色
	入院届及び記録 (特定医師)	入院後 10 日以内 (入院日の翌日から起算)	様式第 21 号 A3 黄色
	入院期間更新届※	入院期間更新後 10 日以内 (入院期間満了日の翌日(更新日)から起算)	様式第 22 号 A3 水色
	退院届	退院後 10 日以内 (退院日の翌日から起算)	様式第 24 号 A4 白
応 急 入 院	入院届	直ちに (※原則、入院日翌日から起算し 3 日以内)	様式第 25 号 A4 白
	入院届及び記録 (特定医師)	直ちに (※原則、入院日翌日から起算し 1 日以内)	様式第 26 号 A4 白
措 置 入 院	定期病状報告書	入院後 3 か月(初回)、 6 か月(2 回目)、以後は、 6 か月に 1 度 (入院月の翌月から起算)	様式第 31 号 A3 白

※応急入院届の提出期限について

応急入院の期間は 72 時間以内(特定医師による入院の場合は 12 時間以内)と定められており、「直ちに」とは、この入院期間中に届け出ることを想定しています。ただし、郵便等による提出において、受理した時間を正確に確認するのは困難であるため、提出期限を 3 日以内(特定医師の場合は 1 日以内)として取り扱います。

※「医療保護入院期間更新届」及び「医療保護入院者定期病状報告書」について

- 「医療保護入院者定期病状報告書」は、令和6年4月以降は作成不要です。
(令和6年3月までに作成されたものについては、令和6年4月以降も審査します。)
- 令和6年4月以降、医療保護入院には入院期間が定められ、入院期間を更新する場合は「医療保護入院者の入院期間更新届」の提出が必要となります。更新にあたっては、入院期間満了日の1ヶ月以内に、精神保健指定医による診察、医療保護入院者退院支援委員会の開催、家族等の同意手続きが必要です。

2 各書類届出時の注意事項

各書類の提出については、精神保健福祉法(以下、「法」)により提出期限が定められているので、提出期限までに管轄の保健所へ提出してください。

(1)提出期限について

① 「医療保護入院届」「医療保護入院者の退院届」の提出期限(10日以内)

入院日・退院日の翌日から起算した「10日目」が提出期限になります。

(例)7月10日が医療保護入院日(退院日)→7月20日が提出期限。

② 「医療保護入院者の入院期間更新届」の提出期限(10日以内)

- 更新日(入院期間満了日の翌日)から起算して「10日目」が提出期限になります。

(例)7月9日が入院期間満了日・7月10日が入院期間更新日→7月19日が提出期限。

- 更新日前に更新の要件となる手続き(指定医診察、退院支援委員会開催、家族等同意)が完了している場合でも、更新日は上記のとおりとなりますので、提出は更新日以降に行ってください。

(入院期間満了前に提出はできません。また、入院期間更新届の「日付」は更新日以降となります。)

③ 「応急入院届」の提出期限

応急入院後、「直ちに」提出してください。

(応急入院日の翌日から起算して3日目を提出期限として取り扱います。)

(例)7月10日が応急入院日→7月13日が提出期限。

④ 措置入院者定期病状報告書の提出期限(入院後3か月、6か月、以後6か月毎)

措置入院日が属する月の翌月から起算して「〇か月」の月末が提出期限になります。

(例)令和6年4月10日措置入院の場合

初回報告の届出期限 令和6年7月31日

2回目報告の届出期限 令和6年10月31日

3回目報告の届出期限 令和7年4月30日

※緊急措置入院から措置入院へ移行したのものについては、「措置入院日」を起点としてください。

(緊急措置入院日を起算日としないこと。)

※措置入院継続のまま転院した場合は、「当初の措置入院日」を起点としてください。

(転院日を起算日としないこと。)

⑤ 提出期限が保健所の閉庁日(土日、祝日、年末年始)の場合の取扱い

提出期限の日が保健所の閉庁日の場合は、翌日(開庁日)となります。

(例)提出期限の日が、土曜日又は日曜日に当たる場合は、提出期限は(開庁日の)月曜日。

(2) 提出先

病院所在地の最寄り(管轄)保健所へご提出ください。

	名称	所在地	電話番号	管轄区域
県 保 健 所	備前保健所	岡山市中区古京町 1-1-17	086-272-3943	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
	東備支所	和気町和気 487-2	0869-92-5180	備前市、赤磐市、和気町
	備中保健所	倉敷市羽島 1083	086-434-7057	総社市、早島町
	井笠支所	笠岡市六番町 2-5	0865-69-1675	笠岡市、井原市、浅口市 里庄町、矢掛町
	備北保健所	高梁市落合町近似 286-1	0866-21-2836	高梁市
	新見支所	新見市高尾 2400	0867-72-5691	新見市
	真庭保健所	真庭市勝山 591	0867-44-2990	真庭市、新庄村
	美作保健所	津山市椿高下 114	0868-23-0145	津山市、鏡野町、久米南町 美咲町
	勝英支所	美作市入田 291-2	0868-73-4054	美作市、勝央町、奈義町 西粟倉村
	倉敷市保健所	倉敷市笹沖 170	086-434-9823	倉敷市
	岡山市保健所 (健康づくり課 精神保健係)	岡山市北区鹿田町 1-1-1	086-803-1267	岡山市

※岡山県が措置した措置入院者の「措置入院者定期病状報告書」「症状消退届」等については、岡山市保健所に提出後は、岡山市保健所から岡山県精神保健福祉センターへ送付します。(岡山県が審査・事務処理を行います。)

(3) 様式・記載等について

- 様式については、岡山市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(平成20年市規則第175号)において定めている所定の様式を使用してください。
- パソコン等で作成する場合は、文字サイズは9ポイント以上としてください。
- 直筆の場合には、黒字又は青字で、必ず楷書でお書きください。
- 熱消去性インクを使用したボールペンは使用しないでください。
上記の方法に従っていない場合、返戻して再提出を求めます。

(4) 提出時の確認について

審査上、記載の内容に疑義や不明な点がある場合には、当審査会では問い合わせをしておりますが、「内容」以前の単純な記載漏れや誤字脱字等の記載誤りと思われる事例も数多く見受けられます。提出の際には今一度、確認をお願いします。

(5)提出部数について

- 保健所提出用1部、岡山市提出用1部の合計2部提出してください。
- 添付書類も、保健所提出用、岡山市提出用にそれぞれ添付し、合計2部提出してください。

(6)記載内容の訂正について

- 訂正の際には、保健所提出用・都道府県提出用をそれぞれ訂正してください。
- 削除する場合は、当該箇所に二重線を引いてください。(訂正印は不要です。)
- 加筆する場合は余白等に記載してください。
- 訂正が多項目に及ぶ場合には、新しい用紙をお使いください。

(7)審査対象書類について

精神医療審査会において書類審査を行うのは下記の届出及び添付書類になります。

- ① 「医療保護入院届」
- ② 「医療保護入院者の入院期間更新届」
- ③ 「措置入院者定期病報告書」
- ④ 「措置入院決定報告書」(管轄保健所が提出)

これら以外の届出書類(退院届、応急入院届等)において不備・疑義があった場合は審査会事務局から問い合わせをする場合があります。

3 各書類の記載の注意事項

(1) 医療保護入院届(A3 黄色の用紙)

①提出期限について(再掲 詳細は P2~3参照)

医療保護入院日の翌日から起算して 10 日以内

②添付書類について

「医療保護入院に関する家族等同意書」(以下、「入院同意書」)

又は、「医療保護入院に関する市町村長同意書」(以下、「市町村長同意書」)の写し

さらに、同意した家族等によっては、上記の同意書に加え、次の表に示す添付書類が必要です。

同意した者	添付書類等	
配偶者	入院同意書	
親権者 (入院者が未成年の場合)	入院同意書	(※親権者が 1 名の場合は、入院届の余白に理由を簡潔に記載してください。)
扶養義務者 (父母、祖父母等、子・孫等、兄弟姉妹)	入院同意書	
家庭裁判所が選任した扶養義務者	入院同意書	選任された扶養義務者であることを証する書類の写し(審判書)
後見人・保佐人	入院同意書	後見人・保佐人であることを証する書類の写し(審判書、登記事項証明書等)
市町村長	市町村長同意書	病院が市町村へ提出した「医療保護入院同意依頼書」の写し

③添付書類等に関する留意事項

- 「親権者」が同意する場合、民法の規定により、原則、父母双方の自署による入院同意書への記載が必要です。
- 父母の一方のみが親権者となる場合、又は父母の一方しか同意を得られなかった場合は、その理由(離婚、死亡、虐待加害)を入院届の「同意した家族等」欄の余白に記入してください。
 - 記載例 1 父死亡のため、親権者は母のみ。
 - 記載例 2 離婚のため、親権者は母のみ。
 - 記載例 3 母からの虐待加害があるため、同意者は父のみ。
- 「市町村長同意書」の添付が入院届の提出期限までに間に合わない場合は、市町村へ提出した「医療保護入院同意依頼書」の写しを添付し、期限までに提出してください。後日、同意依頼した市町村から「市町村長同意書」が交付されたら、速やかに追って提出してください。(なお、岡山市長に

よる同意の場合で、入院病院が岡山市内の場合は、市町村長同意担当課である岡山市保健所から岡山市精神医療審査会事務局へ直接同意書を送付しますので、病院から岡山市精神医療審査会事務局への「市町村長同意書」の提出は不要です。）

- 家族等から電話により口頭で入院同意を得た場合においても、家族からの「入院同意書」の徴収は速やかに行い、提出期限までに入院届に添付してください。やむを得ず「入院同意書」の添付が入院届の提出期限までに間に合わない場合は、その旨及び理由を入院届の余白又は別紙に記載の上で、入院届のみを期限までに提出してください。（家族等から「入院同意書」が提出され次第、速やかに追って提出してください。）
- 入院者が成年年齢に達している場合でも、複数の家族等から入院の同意を得ることはかまいません。その場合、「入院同意書」は連名で記載するか、各家族等から 1 部ずつ記載してもらってください。この場合、入院届の「同意した家族等」欄には2名まで記載してください（主たる同意者を上段へ記載すること。）
- 令和5年4月から、入院者本人へ虐待を行っている（疑い含む）者は、精神保健福祉法上の「家族等」から除外されます。入院後に同意者の虐待加害が判明した場合、手続きの補正（入院届の再提出等）を行う場合がありますので、判明した場合は直ちに精神医療審査会事務局へご連絡ください。

④医療保護入院届の記載内容について

ア 内 について

内は、精神保健指定医（特定医師）の診察に基づいて記載してください。

ただし、岡山市長による法第 34 条の移送が行われた場合は、内については、移送に関する診察を行った指定医が「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」（様式4）に記載していることから記載の必要はありません。

なお、移送が行われた入院届を提出するときは、岡山市保健所職員から渡された「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」（様式3）及び指定医が記載した「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」（様式4）の写しを添付してください。

イ 「日付」欄

「医療保護入院届」を提出する日を記載します。（作成日ではありません。）

ウ 「氏名・性別・生年月日・住所」欄

- これらについては、入院患者本人の特定に関わる重要な事項ですので、記載漏れのないようにしてください。特に満年齢の記載漏れ・記載誤りにご注意ください。また、入院同意書、審判書等の添付書類と一致しているかご確認ください。
- 入院患者の住所は原則として住民基本台帳 又は外国人登録上の住所を記載してください。ただし、施設等に入所している方で、そちらが事実上の住まいとなっている場合は、その住所を記入してください。

エ 「家族等の同意により入院した年月日」欄

- 家族等の同意により入院した年月日(医療保護入院年月日)を記載してください。
(特定医師による医療保護入院の場合は、特定医師の判断で入院した医療保護入院年月日を記載してください。)
- 入院継続中に入院形態が他の形態から医療保護入院に変更となった場合でも、最初に入院した日(今回の入院年月日)ではなく、医療保護入院日を記載してください。
- 特定病院の認定を受けている医療機関において、特定医師の判断により入院した場合にあっては、年月日のみならず、時間も記載してください(入院時間の制限があるため)。

オ 「今回の入院年月日」欄

- 今回貴病院に入院した日及び、その入院形態を記載してください。
- この「今回の入院」には、他の形態の入院を含みます。その場合は「任意(入院)」、「医療保護(入院)」、「措置(入院)」、「応急(入院)」等と記載してください。
- 特定医師による入院の場合は、下記の条項のいずれかを記載してください。
「第 33 条第1項・第3項(入院)」…特定医師による医療保護入院
「第 33 条第2項・第3項(入院)」…特定医師による医療保護入院(市町村長同意の場合)
「第 33 条の6第2項(入院)」…特定医師による応急入院

カ 「入院形態の変更」欄

- 今回の入院において複数の入院形態変更を経ている場合は、それぞれ古い順に入院形態変更日及び入院形態を記載してください。
- 枠内に記入しきれない場合は、余白に記載してください。

キ 「今回の医療保護入院の入院期間」欄

- 家族等の同意により入院した日から3か月を上限とした年月日を記載してください。
例1:5月1日に入院した場合、入院期間の上限は「8月1日」
例2:8月31日に入院した場合、入院期間の上限は「11月30日」
例3:11月30日に入院した場合、入院期間の上限は「2月28日(うるう年の場合2月29日)」
- 指定医の診察により、3か月を上限とした期間を定めるので、必ずしも3か月である必要はありません。

ク 「34条移送の有無」欄

法第34条に基づく移送の有無を○印で選択してください。

ケ「病名」欄

- 「主たる精神障害」欄については、法第5条の定義による国際疾病分類第10版(以下「ICD-10」という)に基づいた精神障害の病名であって、かつ医療及び保護のために一定期間の入院が必要であると認められるものでなくてはなりません。
- この「病名」欄については、「状態像」ではなく、「病名」を記載してください。
- 入院届を提出する前に病名を確定することが原則ですが、初診のため入院届の提出期限内に精神障害の病名を確定できない場合は、病名欄にその「状態像診断」を記載したうえで(〇〇病疑)と併記し、当該入院患者が精神障害者であることを明らかにしてください。
- 単純酩酊や急性アルコール中毒、家庭内暴力といった診断名は原則としてこれに該当しません。
- 複数の精神疾患が合併している方については、今回医療保護入院の原因となった病名を主たる精神障害とし、他の精神障害を従たる精神障害としてください。
- 病名がアルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル依存症等の嗜癖問題にかかわる依存症診断を「主たる精神障害」とする、又は、単一の診断では不可とします。医療保護入院の必要性を示す病名を「主たる精神障害」欄へ記載し、これらの依存症診断は必要に応じて「従たる精神障害」欄へ記載してください。
- 主たる精神障害が知的障害、人格障害である場合、医学的見地から医療及び保護を必要としている具体的な症状(行動の障害等)について「生活歴及び現病歴」欄、「現在の精神症状」「医療保護入院の必要性」欄等に具体的に記載していただく必要があります。
- 認知症の周辺症状(せん妄等)により入院となる場合は、病名は認知症だけでよいものとします。ただし、「生活歴及び現病歴」欄、「現在の精神症状」欄等に周辺症状について記載がされており、全体として医療保護入院の必要性が読み取れる記載になっていることが必要です。
- ICDカテゴリーについては、診断名と対応する英字と数字を含む3桁(FOO)以上で記入してください。
- F0圏(器質性精神障害)、F1圏(精神作用物質による精神・行動障害)については、原因となった疾患や関与する物質とその症状がわかる病名及びICDカテゴリーをできるだけ英字と数字を含む4桁以上で記載してください。
- F7圏(知的障害)が主たる精神障害の場合は、前述したとおり行動の障害等が明らかになるよう、必ず英字を含み4桁以上(FOO.O)を記載してください。
- F43(適応障害)が主たる精神障害の場合は、状態像を明確にするために必ず英字を含む4桁(F〇〇.O)以上、できるだけ5桁以上を記載してください。
- 病名については、「生活歴及び現病歴」欄、「現在の精神症状」欄、「その他の重要な症状」欄、「問題行動等」欄、「現在の状態像」欄、「医療保護入院の必要性」欄に記載されている内容との整合性が保たれていることが必要です。
- 「身体合併症」欄については、今回の入院に影響のある身体合併症について記載してください。

コ 「生活歴及び現病歴」欄

- 学歴、職歴、家族状況等の生活歴を記載してください。又、発病時期、受診歴等の現病歴は、他の精神科医療機関の受診歴についても聴取して具体的に記載してください。(下記の記載例参照。)
(病歴だけでなく生活歴も必ず記入してください。疑義照会・返戻の対象となります。)
- 今回の医療保護入院となった時点までの経過を具体的に記載してください。
- 一般的でない外国語、略語(例:QQ車、DM他)での記載はしないようお願いします。
- 陳述者氏名と続柄は、情報の出所を明らかにするために必要な項目ですので、必ず具体的に記載してください。「診療録(カルテ)より」は不可とします。
- 「陳述者の氏名」と「続柄」は、必ず記載してください。なお、後見人又は保佐人が「法人」の場合で、法人の担当者を記載する場合は、「陳述者の氏名」欄には法人の担当者の氏名を記載し、「続柄」には「法人後見担当者」「〇〇法人担当者」と記載してください。
- 特定医師の診察により入院した場合には、「特定医師の採った措置の妥当性」についても記載してください。

<生活歴・病歴の記載例>

診断:統合失調症(F20)

○市で生育。○卒後サービス業に従事。○歳で結婚し、○子あるが、○歳で離婚。子どもは施設に預けている。○年○月に〇〇の悩みで〇〇病院を受診した。○年○月に「自分が誰かわからない」「違う人間に入れ替わった」等で当院を紹介され、初回入院した。以後当院への入退院を繰り返している。今回本年○月頃より漠然と不安感を抱き、○月上旬より……

診断:うつ病(F32)

家族歴、遺伝負因には特記事項なし。同胞2名中第1子。大学卒業後、接客業に就くも○年で退職し、以後は職を転々としている。昭和○年に結婚。昭和○年には離婚している。昭和○年頃、職場の同僚の些細な言動から自分が疎外されていると感じ、不安感、抑うつ気分が出現し、精神科クリニックを受診し抗うつ薬の処方を受けているが改善されず……

診断:認知症(F00)

○人同胞の第○子。第○, ○子もアルツハイマー型認知症となり他界。○歳で夫と死別。〇〇をしながら○人の子どもを育ててきた。〇〇職を退職後は、共働きをしている長男夫婦と同居。家事、孫の世話をしていたが、平成○年(○歳)頃から物忘れが目立ち始め……

サ 「初回入院期間・前回入院期間・初回から前回までの入院回数」欄

- 入院者の治療歴を明らかにするため、今回の入院以前に精神科における入院歴がある場合は、他の精神科病院での入院歴及び入院形態をも聴取したものを必ず記載してください。入院形態は「任意(入院)」、「医療保護(入院)」、「措置(入院)」、「応急(入院)」等と記載してください。
- ただし、あまりにも過去の他院での入院で記録もない場合は、例)昭和40年不詳(入院形態 不詳、計 不詳 回 当院2回)と貴病院での入院歴を記入し、わかる範囲で記載してください。
- 今回が初回入院の場合は、「初回から前回までの入院回数」は「0回」と記載してください。
- 初回から前回までの入院回数が1回のみの場合は、入院期間及び入院形態は「初回入院期間」欄へ記載してください。(「前回入院期間」欄へ重複して記載する必要はありません。)
- 同一病院に入院中に入院形態が変更になった場合でも、入院回数は1回と数えてください。
- 総合病院の精神科において、精神科以外の他科に変わった場合には退院扱いとなります。
- 精神保健福祉法による入院(措置入院、医療保護入院等)から心神喪失者等医療観察法による入院処遇(鑑定入院含む)へ移行した場合、精神保健福祉法による入院は一旦退院扱いとなりますので、入院形態変更として取り扱わないようお願いいたします。

シ 「現在の精神症状」欄・「その他の重要な症状」欄・「問題行動等」欄・「現在の状態像」欄

精神症状及び生活上の障害面からの状態を記載していただきます。次のように3段階で書き進めていくということをご理解ください。

まず、国際生活機能分類(ICF)の項目に準拠して、意識、知能、記憶、知覚、思考、感情・情動、意欲、自我意識、食行動の精神症状のカテゴリーの諸項目につき、当てはまるものを選択してください。これらは一般にこの書類作成までの過去数ヶ月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置き、該当項目を○印で選択してください。

次に、医療保護入院の必要性の判断に関連する、てんかん発作、自殺念慮、物質依存、その他()については「その他の重要な症状」及び、暴言、徘徊、不潔行為、その他(例:暴力、破壊行為、自殺企図、自傷行為、介護抵抗等)等の「問題行動等」があれば、記載してください。

その上で、これらを総括するように「現在の状態像」を当てはまるものを選択してください。

なお、該当項目を選択するにあたり、該当するものを選ぶことにより全体像を把握することが出来ますので、該当する全てのローマ数字、算用数字を明瞭に○印で選択してください。

例) 認知症: I 意識 II 知能 III 記憶 を中心に情動及び行動の障害等の随伴症状や問題行動等に該当するもの全てを○印で選択してください。

II 知能については、該当する障害程度を○で囲んでください。

(認知症の場合、通常は知能の低下を認めるため、「II 知能」については原則、該当する障害程度を○印で選択してください)

ス 「医療保護入院の必要性」欄

医療保護入院を行うには、①精神障害者であること、②医療及び保護のため入院の必要のある者であること^{注1)}、③当該精神障害のために任意入院が行われる状態にない者であること^{注2)}、の全てに該当している必要があります。本欄については ②及び③について具体的に記載してください。

注1):②医療及び保護のため入院の必要のある者

自傷他害のおそれはないが、通院治療の適応でなく、医療及び保護のためには入院治療が不可欠な程度の病状であることが、客観的に把握できるように具体的に記載してください。

注2):③当該精神障害のために任意入院が行われる状態にない者

精神科病院の管理者は精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなくてはならないことから、

(1)自発的に入院が行われるよう努めたこと、

(2)その結果、当該精神障害のために「患者本人の病識の欠如」、「理解力、判断能力の低下」などがあり、「入院治療の同意が得られなかったこと」を具体的に記載してください。

※酩酊など一過性の判断不能状態を有することのみをもって、医療保護入院の必要性の判断はできません。

※認知症性疾患及び知的障害等については、医療保護入院による治療の対象となる情動及び行動の障害等の随伴症状や問題行動についての記載及びの「現在の精神症状」欄・「その他の重要な症状」欄・「問題行動等」欄・「現在の状態像」欄の該当項目への○印が必要です。

セ 「入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名」欄

- 医療保護入院を必要と認めた精神保健指定医が署名してください。
- 特定病院の認定を受けている医療機関において、特定医師の判断により入院した場合にあっては、「特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録」が定められていますので、こちらの様式の「医療保護入院を必要と認めた特定医師の氏名」欄への特定医師の署名、及び、「確認した精神保健指定医の氏名」欄へ指定医の署名、指定医が診察した年月日と時間を記載してください。(特定医師の判断による入院から72時間以内に指定医が診察してください)
- また、この指定医の確認により、入院が妥当でないと判断された場合であっても、特定医師による医療保護入院が行われた場合は、「特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録」を提出する必要がありますが、その場合には、「入院妥当でないと判断した場合の理由」欄を指定医が記載してください。

ソ 選任された退院後生活環境相談員の氏名」欄

選任された退院後生活環境相談員の氏名を記載してください。

タ「同意をした家族等」欄

- 今回の入院同意をした家族等の氏名・性別・生年月日・住所・入院患者との関係を漏れなく記載してください。続柄は、入院者との具体的な関係がわかるよう(夫、妻、父、母、祖父、祖母、子は具体的に長男、長女等、孫、後見人、保佐人、普通養子縁組をしている場合は養父、養母、養子)に記載してください。

※「普通養子縁組」は実親と養親の双方の親子関係が存続するため、実親と養親のどちらも入院同意をすることができますので、実親・実子と養親・養子を区別して記載してください。「特別養子縁組」の場合は実親との親子関係は解消されるため、実親が入院同意することはできません。特別養子縁組の場合は、通常の続柄(父・母・長男等)を記載していただいてもかまいません。

※任意後見人は法定後見ではないため、医療保護入院の同意はできません。

- 氏名・生年月日、住所等は、同意書、審判書等と一致しているか確認してください。
- 法人後見の場合は、「氏名」欄には、法人名のみ記載してください。(法人後見担当者氏名を記載しないこと。) 又、法人後見においても、後見人・保佐人の種別がありますので、「続柄」欄は種別を間違えないように記載してください。「住所」欄についても、登記事項証明書等に記載されている法人の住所を記載してください。(登記事項証明書等に記載されていない法人の支部や事務所等の住所を記載しないこと。)
- 令和5年4月から、入院者に対して虐待をしている(疑い含む)者は精神保健福祉法における「家族等」から除外されており、同意者になれないので注意してください。
- 複数の家族等から入院同意を得た場合、入院届には同意者を2名まで記載してもかまいません。その場合、主たる同意者を上段に記載してください。同意書については、連名又は1部ずつ記載の上で、届出時に添付してください。

(2) 医療保護入院者の入院期間更新届(A3 水色の用紙)

①提出期限について(再掲 詳細は P2～3参照)

医療保護入院者の入院期間を更新した日(入院期間満了日の翌日)から起算して 10 日以内。

②添付書類について

ア 「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」

(※令和 5 年 11 月 27 日付障発 1127 第 7 号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(厚生労働省通知)の「別添様式2」を使用し、旧様式は使用しないこと。)

イ 「医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書」(以下、「更新同意書」)

又は、「医療保護入院期間の更新に関する市町村長同意書」(以下、「市町村長更新同意書」)の写し

[みなし同意について]

今回の更新の直前の入院又は更新の際に同意した家族等へ医療保護入院の入院期間更新に関する通知を行った結果、回答期限までに同意、不同意又は同意も不同意もしない旨のいずれの回答もなく、同意したものとみなした場合は、「更新同意書」の添付は不要です。なお、市町村長同意に「みなし同意」はありませんので、必ず「市町村長更新同意書」を届に添付してください。

同意した家族等によっては、上記の「更新同意書」に加え、次の表に示す添付書類が必要です。(更新毎に添付すること。)

同意した者	添付書類等	
配偶者	更新同意書	
親権者 (入院者が未成年の場合)	更新同意書	(※親権者が 1 名の場合は、入院届の余白に理由を簡潔に記載してください。)
扶養義務者 (父母、祖父母等、子・孫等、兄弟姉妹)	更新同意書	
家庭裁判所が選任した扶養義務者	更新同意書	選任された扶養義務者であることを証する書類の写し(審判書)
後見人・保佐人	更新同意書	後見人・保佐人であることを証する書類の写し(審判書、登記事項証明書等)
市町村長	市長村長更新同意書	病院が市町村へ提出した「医療保護入院期間の更新に関する同意依頼書」の写し

③添付書類等に関する留意事項

- 「親権者」が同意する場合、民法の規定により、原則、父母双方の自署による更新同意書への記載が必要です。
- 父母の一方のみが親権者となる場合、又は父母の一方しか同意を得られなかった場合は、その理由(離婚、死亡、虐待加害)を更新届の「今回の更新に同意した家族等」欄等の余白に記入してください。
 - 記載例 1 父死亡のため、親権者は母のみ。
 - 記載例 2 離婚のため、親権者は母のみ。
 - 記載例 3 母からの虐待加害があるため、同意者は父のみ。
- 「市町村長更新同意書」の添付が入院期間更新届の提出期限までに間に合わない場合は、市町村へ提出した「医療保護入院期間の更新に関する同意依頼書」の写しを添付し、期限までに提出してください。後日、更新の同意依頼をした市町村から「市町村長更新同意書」が交付されたら、速やかに追って提出してください。(なお、岡山市長による更新同意の場合で、入院病院が岡山市内の場合は、市町村長同意担当課である岡山市保健所から岡山市精神医療審査会事務局へ直接「市町村長更新同意書」を送付しますので、病院から岡山市精神医療審査会事務局への提出は不要です。)
- 家族等から電話により口頭で更新同意を得た場合においても、家族からの「更新同意書」の徴収は速やかに行い、入院期間更新届に添付してください。やむを得ず「更新同意書」の添付が入院期間届の提出期限までに間に合わない場合は、その旨及び理由を入院期間更新届の余白又は別紙に記載の上で、入院期間更新届のみを期限までに提出してください。(家族等から「更新同意書」が提出され次第、速やかに追って提出してください。)
- 入院者が成年年齢に達している場合でも、複数の家族等から更新の同意を得ることはかまいません。その場合、「更新同意書」は連名で記載するか、各家族等から 1 部ずつ記載してもらってください。この場合、入院期間更新届の「同意した家族等」欄には2名まで記載してください(主たる同意者を上段へ記載すること。)
- 令和 5 年 4 月から、入院者本人へ虐待を行っている(疑い含む)者は、精神保健福祉法上の「家族等」から除外されます。入院期間更新後に同意者の虐待加害が判明した場合、手続きの補正(入院期間更新届の再提出等)を行う場合がありますので、判明した場合は直ちに精神医療審査会事務局へご連絡ください。

④「医療保護入院者の入院期間更新届」の記載内容について

ア 内 について

内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。

イ 「日付」欄

「医療保護入院者の入院期間更新届」を提出する日を記載します。

(作成日ではありません。又、本欄の日付は入院期間更新以降の日付となります。)

ウ 「氏名・性別・生年月日・住所」欄

- これらについては、入院患者本人の特定に関わる重要な事項ですので、記載漏れのないようにしてください。特に満年齢の記載漏れ・記載誤りにご注意ください。また、入院同意書、審判書等の添付書類と一致しているかご確認ください。
- 入院患者の住所は原則として住民基本台帳又は外国人登録上の住所を記載してください。ただし、施設等に入所している方で、そちらが事実上の住まいとなっている場合は、その住所を記入してください。

エ 「医療保護入院年月日」欄

- 今回の更新に係る「医療保護入院年月日」を記載してください。
(特定医師による医療保護入院の場合は、特定医師の判断で入院した医療保護入院年月日を記載してください。)
- 入院継続中に入院形態が他の形態から医療保護入院に変更となった場合でも、最初入院した日(今回の入院年月日)ではなく、医療保護入院日を記載してください。

オ 「今回の入院年月日」欄

- 今回貴病院に入院した日及び、その入院形態を記載してください。
- この「今回の入院」には、他の形態の入院を含みます。その場合は「任意(入院)」、「医療保護(入院)」、「措置(入院)」、「応急(入院)」等と記載してください。
- 特定医師による入院の場合は、下記の条項のいずれかを記載してください。
「第 33 条第 1 項・第 3 項(入院)」…特定医師による医療保護入院
「第 33 条第 2 項・第 3 項(入院)」…特定医師による医療保護入院(市町村長同意の場合)
「第 33 条の 6 第 2 項(入院)」…特定医師による応急入院

カ 「入院形態の変更」欄

- 今回の入院において複数の入院形態変更を経ている場合は、それぞれ古い順に入院形態変更日及び入院形態を記載してください。
- 枠内に記入しきれない場合は、余白に記載してください。

キ 「入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間」欄

今回の更新に係る入院届又は前回の入院期間更新届の入院期間を記載してください。

【施行日時点入院者の継続入院について】

※施行日時点入院者…令和6年3月31日以前に医療保護入院し、令和6年4月1日時点で医療保護入院を継続している者

<令和6年4月～9月の手続き>

- 施行日時点入院者の令和6年3月31日以前に定めた「入院時の推定入院期間」又は「退院支援委員会における推定入院期間」が令和6年4月から9月の期間に経過する場合、継続入院とするには旧規則による退院支援委員会の開催が必要になります。なお、旧規則による委員会は精神保健指定医の参加が必要です。また、退院支援委員会審議記録等の様式も旧規則によるものを使用してください。この期間においては、入院期間更新届や退院支援委員会の審議記録の精神医療審査会への提出は不要ですが、退院支援委員会は必ず開催し、旧規則による手続きを行ってください。

<令和6年10月～令和7年3月の手続き>

- 施行日時点入院者の継続入院手続きは、令和6年10月から令和7年3月の期間において、「医療保護入院者の入院期間更新届」を使用し、届出を行ってください。
- 「入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間」欄の始期は今回の継続入院に係る医療保護入院日を記載し、終期は原則、厚生労働省通知(令和5年11月27日付障発1127号第1号)の第二の一の1の(4)の表に定める入院期限を記載してください(下表参照)。
- 病院の判断で施行日時点入院者の入院期限を、表に定める期限より早めることは可能です。その場合、病院が定めた入院期限を「入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間」欄の入院期間終期に記載してください。(ただし、施行日時点入院者の継続入院手続きは、令和6年10月から令和7年3月までの期間に行うこととなっているため、入院期限を令和6年9月以前とすることはできません。)
- 平成26年3月31日以前の旧法の医療保護入院において、旧法第33条第2項による医療保護入院後、旧法第33条第1項へ変更されている場合(家庭裁判所による保護者選任手続きが取られた場合)、本欄の入院期間の始期及び下表における入院日の属する月については、「第33条第2項」による医療保護入院年月日を基準としてください。

施行日時点入院者の入院期限

入院日の属する月	入院期限
4月又は10月	令和6年10月31日
5月又は11月	令和6年11月30日
6月又は12月	令和6年12月31日
7月又は1月	令和7年1月31日
8月又は2月	令和7年2月28日
9月又は3月	令和7年3月31日

ク 「本更新後の入院期間」欄

- 医療保護入院者退院支援委員会で審議されて決定した更新後の入院期間を記載してください。
- 今回の更新に係る医療保護入院日から6か月を経過するまでの間は3か月を上限, 入院日から6か月を経過した後は6か月を上限とした期限を記載してください。
- 施行日時点入院者については、6か月を上限とした期限を記載してください。

ケ 「病名」欄

- 「主たる精神障害」欄については、法第5条の定義による国際疾病分類第10版(以下「ICD-10」という)に基づいた精神障害の病名であって、かつ医療及び保護のために一定期間の入院が必要であると認められるものでなくてはなりません。
- この「病名」欄については、「状態像」ではなく、「病名」を記載してください。
- 入院期間更新届を提出する前には原則、病名を確定してください。(やむを得ず病名が確定できない場合は、医療保護入院届の取り扱いと同様)
- 複数の精神疾患が合併している方については、今回医療保護入院の原因となった病名を主たる精神障害とし、他の精神障害を従たる精神障害としてください。
- 病名がアルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル依存症等の嗜癖問題にかかわる依存症診断を「主たる精神障害」とする、又は、単一の診断では不可とします。医療保護入院の必要性を示す病名を「主たる精神障害」欄へ記載し、これらの依存症診断は必要に応じて「従たる精神障害」欄へ記載してください。
- ICDカテゴリーについては、診断名と対応する英字と数字を含む3桁(FOO)以上で記入してください。
- F0圏(器質性精神障害)については、原因となった疾患や関与する物質とその症状がわかる病名及びICDカテゴリーをできるだけ英字と数字を含む4桁以上で記載してください。
- F1圏(精神作用物質による精神・行動障害)については、原因となった疾患や関与する物質とその症状がわかる病名及びICDカテゴリーを原則、英字と数字を含む4桁以上(FOO.O)で記載してください。(入院時点では3桁でも可。)
- F7圏(知的障害)が主たる精神障害の場合は、行動の障害等が明らかになるよう、必ず英字を含み4桁以上(FOO.O)を記載してください。
- F43(適応障害)が主たる精神障害の場合は、状態像を明確にするために必ず英字を含む4桁(FOO.O)以上、できるだけ5桁以上を記載してください。
- 病名については、「入院又は前回の更新日からの治療の内容と、その結果」欄、「現在の精神症状」欄、「その他の重要な症状」欄、「問題行動等」欄、「現在の状態像」欄、「医療保護入院の必要性」欄等に記載されている内容との整合性が保たれていることが必要です。
- 「身体合併症」欄については、今回の入院に影響のある身体合併症について記載してください。

コ 「入院又は前回更新日からの治療の内容とその結果」欄

- 更新前の入院期間に係る治療の具体的な内容と、その結果及び病状又は状態像の経過の概要を記載してください。
- 治療の内容については、単に「薬物療法・精神療法・作業療法」などの記載のみではなく、これらの治療内容について個別かつ具体的に記載してください。また、その結果、入院期間の更新が必要となる症状について、単に「幻覚妄想」「迷惑行為」「問題行動」等の用語のみの記載ではなく、これらの症状や言動が具体的かつ程度がわかるように記載してください。

サ 「症状の経過」欄

該当する内容に○印で選択してください。

シ 「現在の精神症状」欄・「その他の重要な症状」欄・「問題行動等」欄・「現在の状態像」欄

精神症状及び生活上の障害面からの状態を記載していただきます。次のように3段階で書き進めていくということをご理解ください。

まず、国際生活機能分類(ICF)の項目に準拠して、意識、知能、記憶、知覚、思考、感情・情動、意欲、自我意識、食行動の精神症状のカテゴリーの諸項目につき、当てはまるものを選択してください。これらは一般にこの書類作成までの過去数ヶ月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置き、該当項目を○印で選択してください。

次に、医療保護入院の必要性の判断に関連する、てんかん発作、自殺念慮、物質依存、その他()については「その他の重要な症状」及び、暴言、徘徊、不潔行為、その他(例:暴力、器物損壊、自殺企図、自傷行為、介護抵抗等)等の「問題行動等」があれば、記載してください。

その上で、これらを総括するように「現在の状態像」を当てはまるものを選択してください。

なお、該当項目を選択するにあたり、該当するものを選ぶことにより全体像を把握することが出来ますので、該当する全てのローマ数字、算用数字を明瞭に○印で選択してください。

例) 認知症: I 意識 II 知能 III 記憶 を中心に情動及び行動の障害等の随伴症状や問題行動等に該当するもの全てを○印で選択してください。

II 知能については、該当する障害程度を○で囲んでください。

(認知症の場合、通常は知能の低下を認めるため、「II 知能」については原則、該当する障害程度を○印で選択してください)

ス 「医療保護入院の必要性」欄

更新時点での医療保護入院の必要性を記載してください。

医療保護入院を行うには、①精神障害者であること、②医療及び保護のため入院の必要のある者であること^{注1)}、③当該精神障害のために任意入院が行われる状態にない者であること^{注2)}、の全てに該当している必要があります。本欄については ②及び③について具体的に記載してください。

注1):②医療及び保護のため入院の必要のある者

自傷他害のおそれはないが、通院治療の適応でなく、医療及び保護のためには入院治療が不可欠な程度の病状であることが、客観的に把握できるように具体的に記載してください。

注2):③当該精神障害のために任意入院が行われる状態にない者

精神科病院の管理者は精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなくてはならないことから、

(1)自発的に入院が行われるよう努めたこと、

(2)その結果、当該精神障害のために「患者本人の病識の欠如」、「理解力、判断能力の低下」などがあり、「入院治療の同意が得られなかったこと」を具体的に記載してください。

セ 「今後の治療方針」欄

- 医療保護入院更新後の治療方針について、具体的に記載してください。
- 単に、「薬物療法・精神療法」「現在の治療を継続する。」などとの記載のみではなく入院者の個別性に配慮した治療方針が客観的にわかるように具体的に記載してください。
- 患者自身の病識や治療への意欲を得るための取り組みについても記載してください。

ソ 「本更新に係る診察の年月日」欄

- 入院期間更新に係る精神保健指定医の診察年月日を記載してください。
- 更新に係る指定医の診察は入院期間満了日の1ヶ月以内に行うようにしてください。
- 更新に係る指定医の診察と退院支援委員会を同日に時間をずらして行うことは可能です。(委員会に指定医が参加していることのみをもって診察したとみなすことはできませんので、委員会と指定医診察は分けて実施してください。)

タ 「更新が必要と診断した精神保健指定医氏名」欄

医療保護入院の更新に係る診察を行った精神保健指定医が署名してください。

チ 「退院に向けた取組の状況」欄

- 今回の更新に係る医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載してください。(委員会は入院期間満了日の1ヶ月以内に開催すること。)
- 「退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等」「地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等」「医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等」について記載してください。

- 本欄は原則、退院後生活環境相談員が記載してください。

ツ「今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等」欄

- 今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等の氏名・性別・生年月日・住所・入院患者との関係を漏れなく記載してください。続柄は、入院者との具体的な関係がわかるよう(夫、妻、父、母、祖父、祖母、子は具体的に長男、長女等、孫、後見人、保佐人、普通養子縁組をしている場合は養父、養母、養子)に記載してください。

※「普通養子縁組」は実親と養親の双方の親子関係が存続するため、実親と養親のどちらも入院同意をすることができますので、実親・実子と養親・養子を区別して記載してください。「特別養子縁組」の場合は実親との親子関係は解消されるため、実親が入院同意することはできません。特別養子縁組の場合は、通常の続柄(父・母・長男等)を記載していただいてもかまいません。

※任意後見人は法定後見ではないため、医療保護入院の同意はできません。

- 本欄は、更新同意を今回の更新に係る医療保護入院に同意をした家族等以外から同意を得た場合及び「みなし同意」の場合であっても必ず記載してください。
- 法人後見、複数名同意者の記載の取り扱いについては、入院時(P13参照)と同様です。

テ「今回の更新に同意をした家族等」欄

- 今回の更新に同意をした家族等を記載してください。
- ただし、「今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等」欄に記載した家族等と同じ場合又は「みなし同意」の場合は記載不要です。

ト「法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、その旨等」欄

- 「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合(みなし同意)」には、□にレ点を入れてください。この場合は、同意書の添付は不要です。
- 「家族等へ通知を発送した日」は、今回の更新の直前の入院又は更新に同意した家族等へ入院期間の更新の通知を発送した日(投函した日)を記載してください。
(様式は「医療保護入院期間の入院期間の更新に関する通知(法施行規則第15条の15各号に該当しない場合)」を使用します。)
- 「家族等に示した回答期限」は、上記の入院期間の更新の通知に記載した回答期限を記載してください。
- 「通知をした家族等との連絡等の記録」欄は、直前の入院期間中に、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載してください。(通知をした家族等が親権者である両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。)
- ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
 - ①法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
 - ②死亡したとき

③意思を表示することができないとき

④更新の同意又は不同意の意思表示を行わないとき

のいずれかの事由に該当することを把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意してください。

- 「今回の更新に同意をした家族」等の欄に記載がある場合は、「みなし同意」となりませんので、本欄は記載不要です。(上記のテ欄とト欄が同時に記載されることはありません。)

⑤医療保護入院者退院支援委員会審議記録の記載内容について(添付書類)

委員会の開催は、入院期間満了日の1ヶ月以内に行ってください。

ア 「退院後生活環境相談員」欄

委員会開催時点の退院後生活環境相談員の氏名を記入してください。

(入院時に選任された者から変更になっている場合は、変更後の退院後生活環境相談員の氏名を記載すること。)

イ 「現在の入院期間」欄

今回の更新に係る入院届又は前回の入院期間更新届の入院期間を記載してください。

(入院期間更新届の「入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間」欄と同じ期間になります。)

ウ 「出席者」欄

- 出席者を記載してください。主治医、看護職員、退院後生活環境相談員は参加必須です。
(令和6年4月以降、指定医の参加は必須ではなくなりましたが、更新が必要である場合は、別途更新に係る指定医診察を行うこと。また、審議前には指定医と審議事項についてよく相談すること。)
- 本人が出席を希望しなかった場合は、本人の参加は必須ではありませんが、本人の退院後の生活環境を調整することが委員会の趣旨であるため、出席希望については本人の意向をよく確認の上、可能な限り本人が参加できるよう努めてください。また、本人が参加を希望しない場合であっても、退院後生活環境相談員等が本人の意向を事前に聴取する等の対応に努めてください。
- 家族等・地域援助事業者等は、本人が出席を求め、かつ、出席に応じることができる場合に出席するため、参加必須ではありません。ただし、委員会の趣旨を鑑み、必要に応じて参加の促進・意向確認等の対応に努めてください。

エ 「本人及び家族等の意見」欄

- 本人、家族等のそれぞれの意見、発言内容を記載してください。
- 本人、家族等が欠席しているが、事前に意見を聴取しており、それを委員会における本人、家族等の意見として記載する場合は、聴取日、聴取方法等についても記載してください。(「その他」欄に記載していただいてもかまいません。)

- 家族等については、家族の誰の意見なのかわかるよう、続柄を具体的に記載してください。(単に「家族」とのみ記載せず、「父」「長兄」等、具体的に記載してください。ただし、参加者欄に続柄の記載があり、審議記録全体で読み取れる場合は「家族」でも可とします)

記載例1:(本人)当日は欠席を希望したため、○月○日に病室にて事前に意見を確認した。

記載例2:(父)当日は欠席だったが、○月○日の面会時に事前に意見を聴取した。

オ 「入院期間の更新の必要性の有無とその理由・退院に向けた具体的な取組」欄

- 入院期間更新の必要性について、「有・無」のいずれかを○印で選択してください。
- 「有」の場合は、更新が必要である理由を、本人の病状・同意の有無・同意能力・退院後の生活状況等を踏まえて記載してください。また、更新後の退院に向けた取り組みについて具体的に記載してください。
- 「無」の場合は、入院期間の更新はできません。審議後、入院期間満了日までに、又は、速やかに退院手続き(任意入院への形態変更含む)を行ってください。

カ 「更新後の入院期間」欄

- 更新後の入院期間の満了日を記載してください。
(入院期間更新届の「本更新後の入院期間」欄と同じ期間になります。)
- 今回の更新に係る医療保護入院日から6か月を経過するまでの間は3か月を上限、入院日から6か月を経過した後は6か月を上限とした期限を定めて記載してください。
- 施行日時点入院者については、6か月を上限とした期限を記載してください。

(3) 医療保護入院者の退院届(A4白色の用紙)

①提出期限について(再掲 詳細は P2～3参照)

退院日の翌日から起算して 10 日以内。

②医療保護入院者の退院届の記載内容について

ア「医療保護入院者」欄

入院者の氏名、生年月日、年齢、住所を記載してください。

イ「医療保護入院年月日」欄

今回の医療保護入院の年月日を記載してください。

(入院期間を更新している場合、更新日を記載しないように注意してください。)

ウ「退院年月日」欄

退院年月日を記載してください。

(医療保護入院以外の他の入院形態への変更も退院となります。)

エ「病名」欄

退院時点での病名を記載してください。

オ「退院後の処置」欄

該当する内容を○印で選択してください。

「1 入院継続」の場合は、該当する入院形態も選択してください。

カ「退院後の帰住先」欄

該当する内容を○印で選択してください。

「1 自宅」の場合は、「家族と同居」又は「単身」のいずれかも選択してください。

キ「帰住先の住所」欄

- 帰住先の住所を記載してください。

- 転院の場合は転院先の病院の住所を、入院形態を変更して貴院へ入院を継続する場合は、貴院の住所を記載してください。

ク「訪問支援等に関する意見」欄

訪問支援等のサービスが退院後の地域支援で必要と考えられる場合は、記入してください。

(精神科訪問看護、精神科訪問指導、保健所等行政機関による訪問支援等)

ケ 「障害福祉サービス等の活用に関する意見」欄

障害者総合支援法における障害福祉サービス等が地域での支援で必要と考えられる場合は記入してください。

(ホームヘルプ等の在宅支援サービス、就労継続支援・就労移行支援・生活訓練・地域活動支援センター等の通所サービス等)

コ 「主治医の氏名」欄

主治医の氏名を記載してください。

(署名である必要はありません。又、医療保護入院者の退院の判断は指定医である必要はありません。)

(4) 応急入院届(A4白色の用紙)

①提出期限について(再掲 詳細は P2～3参照)

入院後「直ちに」に提出。

(原則、応急入院日の翌日から起算して3日以内として取り扱う。特定医師の応急入院については1日以内。)

②「応急入院届」の記載内容について

ア 内 について

内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。

ただし、岡山市長よる法第34条の移送が行われた場合は、内については、移送に関する診察を行った指定医が「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」(様式4)に記載していることから記載の必要はありません。

なお、移送が行われた入院届を提出するときは、岡山市保健所職員から渡された「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」(様式3)及び指定医が記載した「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」(様式4)の写しを添付してください。

イ 「日付」欄

「応急入院届」を提出する日を記載します。(作成日ではありません。)

ウ 「氏名・性別・生年月日・住所」欄

- これらについては、入院患者本人の特定に関わる重要な事項ですので、記載漏れのないようにしてください。特に満年齢の記載漏れ・記載誤りにご注意ください。また、入院同意書、審判書等の添付書類と一致しているかご確認ください。
- 入院患者の住所は原則として住民基本台帳又は外国人登録上の住所を記載してください。ただし、施設等に入所している方で、そちらが事実上の住まいとなっている場合は、その住所を記入してください。

エ 「依頼をしたものと入院者との関係」欄

応急入院を依頼した者及び入院者との関係を記載してください。

オ 「入院年月日及び時刻」欄

今回の応急入院日と、応急入院とした時刻を記載してください。

カ 「第34条による移送の有無」欄

法第34条による移送の有無について、該当するものを○印で選択してください。

キ 「病名」欄

医療保護入院届の「病名」欄に準じて記載してください。

ク 「応急入院の必要性」欄

医療保護入院届の「医療保護入院の必要性」欄に準じて記載してください。(P11参照)

又、入院について急速を要している旨及びそのことがわかるように病状等を記載してください。

ケ 「病状又は状態像の概要」欄

入院時の病状又は状態像について簡潔に記載してください。

コ 「応急入院の措置を採った理由」欄

家族等の同意を得ることのできなかつた理由及び応急入院の措置を採った旨について記載してください。(家族と連絡がつかないこと等)

サ 「入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名」欄

応急入院を判断した精神保健指定医の署名を記載してください。

(5) 措置入院者定期病状報告書(A3 白色の用紙)

①提出期限について(再掲 詳細は P2～3参照)

入院月の翌月から起算し、入院後 3 ヶ月目(初回)、6 ヶ月目(2 回目)、以後は、6 ヶ月毎。

②「措置入院者定期病状報告書」の記載内容について

ア 内 について

内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。

イ 「日付」欄

「措置入院者定期病状報告書」を提出する日を記載します。(作成日ではありません。)

ウ 「氏名・性別・生年月日・住所」欄

- これらについては、入院患者本人の特定に関わる重要な事項ですので、記載漏れのないようにしてください。特に満年齢の記載漏れ・記載誤りにご注意ください。
- 入院患者の住所は原則として住民基本台帳 又は外国人登録上の住所を記載してください。ただし、施設等に入所している方で、そちらが事実上の住まいとなっている場合は、そちらを住所として記入してください。

エ 「措置年月日」欄

- 今回の措置入院年月日を記載してください。
- 緊急措置入院から措置入院へ移行したのものについては、「措置入院日」を記載してください。(緊急措置入院日を記載しないこと。)
- 措置入院継続のまま転院している場合は、「当初の措置入院日」を記載してください。(転院日を記載しないこと。)

オ 「今回の入院年月日」欄及び「入院形態」欄

- 今回貴病院に入院した日及び、その入院形態を記載してください。
- この「今回の入院」には、他の形態の入院を含みます。その場合、入院形態は「任意(入院)」、「医療保護(入院)」、「措置(入院)」、「応急(入院)」等と記載してください。
- 特定医師による入院の場合は、下記の条項のいずれかを「入院形態」欄へ記載してください。
「第 33 条第 1 項・第 3 項(入院)」…特定医師による医療保護入院
「第 33 条第 2 項・第 3 項(入院)」…特定医師による医療保護入院(市町村長同意の場合)
「第 33 条の 6 第 2 項(入院)」…特定医師による応急入院

カ 「前回の定期報告年月日」欄

- 前回の措置入院者定期病状報告書の報告年月日を記入してください。
- 初回提出の場合は、「初回」と記載するか斜線を引いてください

キ「病名」欄

- この「病名」欄については、「状態像」ではなく、「病名」を記載してください。
- 措置入院者定期病状報告書を提出する際には必ず病名を確定してください。
- 複数の精神疾患が合併している方については、今回措置入院継続の理由となっている病名を主たる精神障害とし、他の精神障害を従たる精神障害としてください。
- 病名がアルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル依存症等の嗜癖問題にかかわる依存症診断を「主たる精神障害」とする、又は、単一の診断では不可とします。措置入院継続の必要性を示す病名を「主たる精神障害」欄へ記載し、これらの依存症診断は必要に応じて「従たる精神障害」欄へ記載してください。
- ICDカテゴリーについては、診断名と対応する英字と数字を含む3桁(FOO)以上で記入してください。
- F0圏(器質性精神障害)については、原因となった疾患や関与する物質とその症状がわかる病名及びICDカテゴリーをできるだけ英字と数字を含む4桁以上で記載してください。
- F1圏(精神作用物質による精神・行動障害)については、原因となった疾患や関与する物質とその症状がわかる病名及びICDカテゴリーを必ず英字と数字を含む4桁以上(FOO.O)で記載してください。
- F7圏(知的障害)が主たる精神障害の場合は、行動の障害等が明らかになるよう、必ず英字を含み4桁以上(FOO.O)を記載してください。
- 病名については、「過去6か月間の治療の内容とその結果」欄、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像」欄、「診察時の特記事項」欄等に記載されている内容との整合性が保たれていることが必要です。
- 「身体合併症」欄については、今回の入院に影響のある身体合併症について記載してください。

ク「過去 6 箇月間(措置入院後 3 箇月の場合は、過去 3 箇月間)の仮退院の実績」欄

上記期間内の仮退院の回数と延べ日数を記入してください。

ケ「過去 6 箇月間(措置入院後 3 箇月の場合は、過去 3 箇月間)の治療の内容とその結果」欄

措置入院に係る問題行動を中心に、上記期間における治療内容とその結果について、入院者の個別性がわかるように具体的に記載してください。

コ「今後の治療方針」欄

今後の治療方針について、具体的に記載してください。

単に、「薬物療法・精神療法」「現在の治療を継続する。」等の記載のみではなく、入院者の個別性に配慮した治療方針がわかるよう具体的にお書き下さい。措置入院が必要となった症状や問題行動等への再発防止への対応も含めて記載してください。

サ 「処遇、看護及び指導の現状」欄

該当するものを○印で選択してください。

シ 「退院に向けた取り組みの状況」欄

- 選任された退院後生活環境相談員の氏名を記載してください。
(担当者が変更になっている場合は、届出時点の担当者を記載してください。)
- 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載してください。
- 本欄は原則、退院後生活環境相談員が記載してください。

[措置入院者の退院後生活環境相談員について]

※令和6年4月から、措置入院者についても退院後生活環境相談員の選任が義務化されました。

※措置入院者については、退院支援委員会はありませんので、委員会の審議記録等の添付書類はありません。

ス 「重大な問題行動」欄

- 措置入院に係る重大な問題行動について、該当する全ての行動及びA・Bを○印で選択してください。
- Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動について、選択してください。

セ 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像」欄

精神症状及び生活上の障害面からの状態を記載していただきます。次のように3段階で書き進めていくということをご理解ください。

まず、国際生活機能分類(ICF)の項目に準拠して、意識、知能、記憶、知覚、思考、感情・情動、意欲、自我意識、食行動の精神症状のカテゴリーの諸項目につき、当てはまるものを選択してください。これらは一般にこの書類作成までの過去数ヶ月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置き、該当項目を○印で選択してください。

次に、措置入院継続の必要性の判断に関連する、てんかん発作、自殺念慮、物質依存、その他()については「その他の重要な症状」及び、暴言、徘徊、不潔行為、その他(例:暴力、器物損壊、自殺企図、自傷行為、介護抵抗等)等の「問題行動等」があれば、記載してください。

その上で、これらを総括するように「現在の状態像」を当てはまるものを選択してください。

なお、該当項目を選択するにあたり、該当するものを選ぶことにより全体像を把握することが出来しますので、該当する全てのローマ数字、算用数字を明瞭に○印で選択してください。

ソ 「診察時の特記事項」欄

診察時における被診察者の受診態度、表情、言語及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載の上、措置入院継続の必要性について記載してください。

タ 「この報告に係る診察年月日」欄

この報告に係る指定医の診察年月日を記載してください。

チ 「診察した精神保健指定医の氏名」欄

診察した精神保健指定医自身が署名してください。

(6) 措置入院時の審査について

令和6年4月から、精神医療審査会において措置入院時の入院の必要性に関する審査が法定化されました。

これは措置入院決定を行った都道府県等(管轄保健所)が、措置した対象者について「措置入院決定報告書」及び「措置入院等診断書(一次診察及び二次診察のもの)」を審査会へ提出し、措置入院決定の妥当性について審査を求めるものであり、これらについて医療機関から精神医療審査会へ直接の届出は必要ありません。

ただし、保健所は精神医療審査会に速やかに上記書類の提出をする必要があるため、保健所の依頼で措置診察を行った指定医は、診察後速やかに「措置入院等診断書」を作成し、管轄保健所へご提出いただくよう、ご協力をお願いいたします。

また、この診断書を用いて措置入院決定の妥当性について審査するため、「措置入院等診断書」には要措置入院と判断した理由が読み取れるように記載してください。特に下記の項目については記載漏れなく、かつ、具体的に記載してください。

- 「重大な問題行動」欄
重大な問題行動について、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動について、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 「現在の精神症状、問題行動等、現在の状態像」欄
措置診察までの過去数ヶ月間に認められたもの、主に最近認められたものに重点を置き、記載すること。
- 「診察時の特記事項」欄
被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的コミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載の上、措置入院が必要と判断した理由(精神障害による自傷他害のおそれが切迫していること)について、具体的に記載すること。

なお、審査会において措置入院の妥当性に疑義が生じた場合の照会は、診察した指定医ではなく管轄保健所へ行います。

作成の手引き、退院等請求の様式は岡山市ホームページへ掲載しています↓



🔍 岡山市精神医療審査会

検 索

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める提出書類
「医療保護入院届」「医療保護入院期間更新届」「措置入院者定期病状報告書」等
作成の手引き

発行日 平成21年8月6日

改訂日 平成26年9月25日

平成28年8月19日

令和6年3月25日

発 行 岡山市精神医療審査会事務局(岡山市こころの健康センター内)

TEL:086-803-1272 FAX:086-803-1772